

最高裁家二第 599 号

令和 7 年 7 月 7 日

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長

最高裁判所事務総局家庭局第二課長

令和 7 年度調停委員協議会の協議結果要旨について（送付）

5 月 29 日に開催した標記の協議会の協議結果要旨を別添のとおり送付します。同協議会の議論については、秋に各高裁で実施が予定されている調停運営協議会において、更に議論を深めていただきたいと考えています。

つきましては、本協議結果要旨を、調停委員を含む民事、家事調停を担当する職員に周知していただくほか、今後の各庁における調停充実の取組並びに協議会（本年度調停運営協議会を含む。）及び研修の企画を検討する際等の参考として、適宜活用していただきますようよろしくお取り計らいください。

なお、本協議結果要旨については、courtsポータルにも掲載しています。

【機密性2】

令和7年度調停委員協議会協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

最高裁判所事務総局家庭局

民事調停関係

第1 民事調停におけるウェブ会議の利用状況並びにウェブ会議の活用を踏まえた民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫等

民事調停におけるウェブ会議は、令和6年7月までに全国の簡易裁判所において運用が開始された。これを踏まえ、本協議会では、民事調停におけるウェブ会議の利用状況、メリット・懸念事項、効果的な活用の場面や工夫例等について議論がされた。その概要は、以下のとおりである。

1 ウェブ会議の実施状況、調停委員としての感想、当事者の受け止め、ウェブ会議を利用する際の懸念事項等

[実施状況、調停委員としての感想及び当事者の受け止め]

- ・ ウェブ会議の実施状況は、昨年11月頃までは数件程度だったが、昨年12月以降は20件近くまで増加しており、増加傾向は今後も続くのではないかと考えている。家裁では先行してウェブ会議が始まっていたため、家裁兼務の調停委員には一定程度の経験があり、大半がウェブ会議に違和感はない一方で、簡裁のみの調停委員は全く経験がない、あるいは数件程度の経験しかなく、操作に不安を感じる者もいる。また、パソコンの画面が小さく、外部スピーカーがついていないことから、相手の表情や感情、細かなニュアンスや意向が確認しづらいといった感想もあった。
- ・ 当庁では昨年の6月からウェブ会議を開始し、約90回のウェブ会議を行っている。
- ・ ウェブ会議の件数は増えてきており、約3割の事件で利用されている。調停委員からは、ウェブ会議の運用開始前から開始直後の間は不安の声も聞かれたが、裁判所でのウェブ会議に関する研修を受講したことで、現在ではウェブ会議にも慣れて、特別なものという

受け止めはなくなった。

- ・ 管内の簡裁11庁中6庁でウェブ会議を実施している。実施していない庁では、ウェブ会議を行う体制が整ってはいるが当事者から要望がないため実施していない。ウェブ会議を実施した感想は、特に遠方の当事者等からの需要があると感じる。
- ・ 当庁ではまだ活発に利用されている状況ではない。ウェブ会議を行った感想としては、画面に代理人ばかりが映り、当事者の顔が見えなかった事案では、当事者の表情や仕草が確認できず、当事者がどう感じているのかが把握しづらいと感じた。対面の調停手続では、直接の対話を通じて相互理解を深めてきたが、ウェブ会議ではまだ手探り状態である。

[ウェブ会議を利用する際の懸念事項等]

- ・ 通信環境について、音声や映像が途切れる不具合があった。本来は期日前に接続テストをすべきであり、今後は接続テストを確実に行っていきたい。裁判所と調停委員の間で、年3回の意見交換を行っており、ウェブ会議の利用の仕方やトラブルの原因等に関する情報交換を行っている。
- ・ 現在は代理人がついている事件のみでウェブ会議を行っているが、今後当事者にもウェブ会議が広がった場合に、録音や録画がされないかを懸念している。また、多くの簡裁ではパソコンが1台しか整備されていないため、ウェブ会議の件数が増えても対応できないことがあるのではないかと危惧している。

2 ウェブ会議の効果的な活用場面並びに民事調停の質及び利便性向上に向けた工夫例等

[効果的な活用場面]

- ・ 代理人弁護士の仕事からウェブ会議を行うことが大半だったが、

遠方の当事者本人が自宅からウェブ会議に参加することもあった。他の調停委員からは、当事者同士が顔を合わせることを不安に思っている事案や暴力沙汰になることが懸念される事案ではウェブ会議は非常に有効ではないかという意見もあった。

- ・ 弁護士事務所から接続することが大半だが、当事者本人が遠方に所在する事案や安全確保に配慮を要する事案等で活用した例もある。調停手続の身近な紛争解決手続としての意義も考えると、当事者等が遠方に所在しており、交通費等により費用倒れになることが懸念される事案では、ウェブ会議は非常に効果的である。また、当事者が非常に感情的になっている事案や直接顔を合わせたくないという希望がある事案でも、ウェブ会議の活用が効果的である。
- ・ 調停では、相手方住所地の裁判所に申立てをし、調停期日の際には当該裁判所に出頭する必要があることを理由に、当事者が調停という手段を選択しないことがある。そういった観点から、双方当事者や双方代理人がそれぞれ遠方の事案では、ウェブ会議の利便性を感じた。

[工夫例]

- ・ 画面越しだと当事者と視線が合わず、意思の疎通が取りにくく、また細かいニュアンスが伝わりづらかったため、カメラの位置や画角、調停委員の座る位置を変えて、視線が合うよう工夫した。
- ・ 代理人弁護士がウェブ会議に慣れておらず、調停委員から「ロビーで待機をしてください。」とお願いしても接続を切ってしまうことがあったため、今は「調停委員の方で操作をするので、接続はそのまま維持しておいてください。」と説明している。また、ウェブ会議についての弁護士の認知が低いと感じたため、裁判官及び調停委員をしている弁護士等において、ウェブ会議の周知活動をしている。

調停委員も高齢化しており、ウェブ会議に慣れておらず、発言が少なくなる者もいるため、年に2回程度、ウェブ会議におけるスキルの向上等の教育を行う必要があると感じる。当事者がウェブ会議を利用したときに、まだ過渡期だと思われるのではなく、ウェブ会議を使おうと思ってもらえるようにすることが大事なのではないか。

- ウェブ会議の場合は事前に書記官が電話で当事者とやりとりをすることもあると思うが、書記官がその時に得た当事者の人柄等の情報を調停委員に共有してくれたことがある。こうした情報は、調停委員が当事者と円滑にコミュニケーションをとる一助となるため、書記官との情報共有は有益である。

[その他]

- ウェブ会議用の機器について、二人の調停委員が一つのパソコンの画面を見る形でウェブ会議を実施すると、相手の表情が見づらいため、大きなディスプレイが整備されることが望ましい。
- 画面が小さく、見づらいため、モニターを大きくした方がよいと感じる一方で、調停室や机の大きさを考えると、手元のスペースが狭く感じる面もある。

(裁判官参列員のコメント)

ウェブ会議の実施状況は月に五、六十件であり、4月は85件実施した。期日が入りづらい時期でも、ウェブ会議であれば期日が入ることもあり、ウェブ会議によって期日調整が効率的に行えるというメリットを感じている。また、第三者による関与や録音が懸念されるような事案はなかった。ウェブ会議では、当事者の出頭の負担を減らすことができるとともに、待ち時間も有効に活用でき、調停委員会側としても、当事者の交代の際に待合室に呼びに行く手間も省ける。

(書記官参列員のコメント)

当庁では、昨年5月のウェブ会議の開始から190件程度、月平均で20件前後ウェブ会議を実施している。時期によって件数が変化することはなく、ウェブ会議に適した事案の件数の多寡によって実施件数が変化した。弁護士などの代理人がついている事案から運用を開始し、現時点におけるウェブ会議の割合は、正確に数値を取っているわけではないが、1割に満たない感覚である。当事者本人の事案でもウェブ会議を実施しており、ウェブ会議の前にチェック表を利用しながら、本人であること、接続場所及び同席者の有無を確認し、非公開の手続であることを説明して了解を取るというフローを採っており、現時点で問題があったケースはない。接続状況に問題があったため、急遽電話会議に切り替えたケースは、一、二度あった。現在は、当事者本人がウェブ会議を行って問題があった事例を集積し、検討していく時期に入ってきているのではないかと感じる。ウェブ会議を利用した調停委員からは、争点整理の手続の場面ではウェブ会議は利用しやすいが、説得・調整の場面では対面の方が望ましいとの声も聞かれるため、どのような場合にウェブ会議を使った方がよいのかについても、検討する必要がある。

第2 民事調停の利用を促進する広報活動

民事調停の利用件数は近年減少傾向が続いており、民事調停が今後も多くの国民に利用される手続であり続けるためには、民事調停の運営改善だけでなく、民事調停の魅力を積極的に発信することも不可欠であると考えられる。このような観点から、本協議会では、民事調停の利用を促進する広報活動について、各庁の実情や工夫例を共有するとともに、限られた資源の中で、効果的に広報効果を上げるためのアイデアや工夫等について議論された。その概要は、以下のとおりである。

- 各庁における広報活動の取組状況や実情等並びに民事調停の利用を促進する広報活動を実施するために効果的と考えられる取組や工夫例及び広報活動の種類や対象別の留意点等

[メディアを利用しない広報活動]

- ・ 今年は、市民に対して年1回、行政に対して5回、説明会を実施した。市民に対する説明会では、従前から指摘されていることではあるが、一般的な手続相談を超えて、個別の紛争について相談されることがある。行政に対する説明会については、ある自治体に声をかけても、反応がよくないため、調停委員側も的確な機関や団体にアプローチをしているのかを検討する必要がある。別の自治体では、家事と民事を隔年で開催しているが、終了時間になっても質問が続くこともあり、潜在的な需要があると感じた。また、弁護士に民事調停が紛争解決に使えると思ってもらうことも重要である。調停に時間をかけても調停不成立で終わってしまうのであれば、最初から訴訟を選択しようとする弁護士もいるが、弁護士が積極的に調停で解決しようとするようになれば、民事訴訟から調停に事件が流れてくるのではないか。立証が難しい案件等に調停を使ってもらえるとよいと思う。
- ・ 調停手続相談については最高裁の委嘱のものに加えて、従来から簡裁単位の調停協会が主体となって、管内の自治体の委託を受けて、定期的に調停手続相談を行っている。調停手続相談に訪れる市民の数が少なく、相談員として関わっている調停委員からは、広報活動として実効性には疑問があるとの感想が聞かれた。行政機関の相談担当者向けの民事調停制度説明会に力を入れており、裁判所と調停協会の共催で、年1回開催している。裁判所で実施し、警察署と自治体の相談窓口の担当者に参加してもらい、簡裁の裁判官による制

度説明や模擬調停を実施している。模擬調停は独自のシナリオを作成し、裁判官と調停委員が役を実演している。模擬調停後に、質疑応答と調停室の見学をして、参加者に対してアンケートを行ったところ、調停の実情が分かったとの感想が聞かれた。他にも、労働局の職員を対象とする見学会を開催しており、裁判所において、調停についての講義、調停室の見学並びに裁判官及び調停委員との座談会を行った。また、民生委員・児童委員の方を対象とする研修の中に出前説明会を組み込み、七、八十人に対して説明を行った。調停委員による調停制度の説明、日調連のホームページに掲載されている過去行われた模擬調停の動画の視聴、質疑応答を行い、参加者からの評判は非常に良かった。

- ・ 調停協会と弁護士会の間で意見交換会を実施しており、調停委員をしている弁護士や調停事件の代理人をしている弁護士で、それぞれの立場から、調停成立に向けたよりよい方法について、ざっくばらんな形で発表し合った。最高裁から委嘱されている調停手続相談を年に1回実施していることとは別に、自主的に調停手続相談を年に4か所で実施している。
- ・ 調停協会と自治体で共催して、セミナーを年2回、調停相談会を年6回実施している。セミナーでは、第1部で、書記官に調停制度の一般的な手続とメリットについて話してもらい、第2部で、弁護士調停委員がテーマを決めて講義している。市民にも参加してもらい、去年は交通事故、今年是不動産賃貸借に関する解説を内容としたセミナーを行った。セミナーでは、日調連のホームページに誘導する紙をティッシュに入れて配布している。調停相談会も実施しているが、他庁と同様に個別紛争についての相談がされることもある。
- ・ 一般市民向けの相談会よりも、行政窓口担当者向けの相談会の方

が、広報の効果があると感じる。最高裁からの委嘱事業では、まずは一般市民向けの相談会を行うという制度になっているが、今後は行政窓口担当者向けの相談会を中心とする方向にシフトしていかないか。調停制度を理解してもらうためには、裁判所から制度についての説明を受けてもらい、模擬調停を見てもらい、庁舎見学をしてもらうことを通じて、裁判所を身近に感じてもらう必要がある。こういった活動を継続的に行うことで、より広報の効果が出ると考えている。

- ・ 調停手続相談事業について、通りすがりの人にも立ち寄ってもらえるようなイベント性を持たせた事業を検討している。具体的は、10月に交通量が多い地下街の空間で調停を題材とした落語の動画や裁判所の調停動画を視聴できるスペースを設けて、その横で相談会をやれないかと検討している。
- ・ 調停官において調停に関わっていない弁護士に対して調停手続の説明等を行う機会を作ったり、司法修習生を調停期日に同席させ、事後評議の後に調停官や調停委員に対する質疑応答の機会を作ったことがある。

[メディアを利用した広報活動]

- ・ 調停手続相談事業のポスターについて、自治体から、ポスターを貼る場所がないため、自治体のホームページに掲載することができるデジタルポスターが欲しいという要望があったため、検討していただきたい。他の調停協会がどのような広報活動を行っており、どのような成果が出ているのを知りたいため、他の調停協会とリモートで意見交換したいと考えている。
- ・ 自治体と共催という形で行っている調停手続相談では、チラシを自治体の役所に置いてもらったり、市民便りに掲載してもらったり、

自治体のXでイベント情報を発信してもらったりしている。

- 法律相談がウェブでできるため、その前段階の手續の相談であれば、わざわざ調停手續相談に来てもらわなくても自宅からウェブ会議で実施できるとよいのではないか。
- 落語家と民事調停を題材とした動画を作成して、現在は調停協会のホームページに掲載しており、家事調停に関する新作の落語も検討している。また、調停を題材とした漫画の作成にも着手している。調停委員が作成した4コマ漫画であるが、漫画であれば若者にも親しみやすく、相談会でも配布しようと考えている。SNSでアップしてもらえば、より多くの人に拡散できると考えている。
- 調停協会として、世界的に大手のオンラインサービス会社のアカウントを持ち、会員へのデータのメール送信、同サービスで提供されているデータ保存サービスを利用した資料配布、ブログ作成に活用している。ブログに調停手續相談の記事を掲載しているが、天候悪化によって行事が急遽中止になった旨を参加予定者に通知するのにブログを活用できた。調停協会のポスターにブログのリンク先を掲載し、ブログの認知度を広める活動もしている。また、同サービスで提供されているアプリを活用して、調停協会の総会のオンライン投票にも利用している。アカウントの管理については、専用パソコンを使用して、二段階認証を導入している。
- 地域FMで調停制度の特集を組んでもらったことがある。
- 以前は放送局出身の調停委員がいたため、一般市民向けの広報に協力してもらったこともあったが、その調停委員が辞めた後はその広報活動を続けることができない。ウェブサイトを充実させても、そもそも閲覧してもらえないと意味がない。民事局や家庭局の動画の更なる充実を期待している。

(裁判官参列員のコメント)

民事調停の広報は費用対効果という観点から広報が響く人を対象にすることが大切であって、具体的には何らかのトラブルを抱えている人又はそのような人から相談を受ける人を対象にして広報活動を行うと効果が高い。裁判所に來る人は何らかのトラブルを抱えている方が多く、少なくとも裁判制度に関心を持っている方が多いため、最高裁と作成した広報動画についてもポスターを作成して、そこに広報動画のリンクを表示して、庁舎内にそのポスターを掲示したり、消費生活センター等を訪問して広報を行うことを検討している。また、年に1回、弁護士に対し、民事調停の制度説明を行っている。

(書記官参列員のコメント)

裁判所の窓口に来た人にアンケートを実施したところ、弁護士会、司法書士会に加えて各種相談機関で調停手続を知り、利用した人が多いという実情が分かったため、上記各種相談機関を対象に、年間6回から8回程度広報活動を実施している。各種相談機関とは、労働局、行政評価局、消費生活センター、法テラスなどである。広報活動の内容は、裁判所において、職員による講義、庁舎見学を実施した後、座談会等に調停委員も参加して、生の声を届けている。当庁では東京簡裁が作成した動画に遷移する二次元コードを記載したチラシを作成しているが、この見学会に来ていただいた方にもこのチラシを配布している。なお、裁判所の窓口で実施したアンケートの分析からは、どこにも相談せずに調停申立てをした方が3割程度いるということも分かっているため、一般市民向けの広報の方法も検討する必要があると考えている。今後、動画のリンク先を記載したチラシを、法廷に団体傍聴に來られた一般の方にも配布する方向で検討している。

家事調停関係

第1 期日間隔短縮に向けた取組の更なる推進と調停委員が果たすべき役割

各家裁において、コロナ禍以降、調停運営改善の取組が進められている。その中でも、特に期日間隔短縮に向けた取組について昨年度から力を入れており、調停委員協議会や、調停運営協議会においても、各庁の具体的な取組、工夫例等が共有された。

もっとも、家事調停事件の期日間隔については、コロナ禍以降に全国的に大幅に長期化し、いまだコロナ禍以前の水準にまで回復しておらず、このような調停期日間隔の長期化傾向は、事件解決までの審理期間の長期化につながっているのはもちろん、当事者間の話合いの機運の維持・向上といった観点からも問題であるとして、裁判所外部からも厳しい指摘があり、家事調停制度や家裁の紛争解決機能に対する国民の信頼を揺るがしかねない状況にある。今後、令和8年5月までに改正家族法が施行されると、新しい手続等が導入され、一定の事件数の増加も見込まれるところ、このような改正法の趣旨・内容に沿った適切な調停運営を行っていくためにも、期日間隔の短縮は、今年度中に早期に成果を出す必要のある喫緊の課題といえる。

そこで、今年度の調停委員協議会においても、期日間隔短縮に向けて、実効的な取組を継続するための工夫例や、課題解決のための具体的方策等について、協議がされた。その概要は、以下のとおりである（第1については、各家裁単位でどのような取組が行われているかを還元する趣旨から、発言した協議員の所属裁判所を「A家裁」などと表記している。）。

- 1 各庁において実践している期日間隔短縮の具体的な取組及び調停委員が主体的に実践すべき事案・手続段階

(A家裁)

- ・ 事件件数は全般的に増加傾向にある中で未済は減少している。また、平均審理期間・期日間隔も短縮している。特別な取組をしているという意識はないが、具体的な取組を紹介する。
 - ① 第1回期日指定は事件受理から1か月以内に行う、調停委員への新件依頼は電子メールで行う、調停室の稼働状況もデータで管理するなど、書記官室において効率的な運用をしている。
 - ② 次回期日について、従前は、1か月先を目処に指定していたが、現在は、3週間先を目途に指定するようにルールを定めた。もっとも、事案によっては、1、2週間先に指定するものもあれば、遺産分割など数か月では終わらない事案は次々回期日を指定することとし、1か月程の間隔で期日を指定する、養育費・婚姻費用調停事件は2回での終了を目指すなどメリハリをつけている。裁判官とも認識を共有している。
 - ③ 弁護士などが裁判所に出頭できない場合は、一時的に電話会議・ウェブ会議へ切り替えている。
 - ④ 次回期日が2か月後になる場合は、その理由・事情を調停委員から裁判官・書記官に説明することになっている。
- ・ 裁判官との評議も段々と充実したものになっており、審理全体がスピードアップしていると感じている。職種間の連携についても、調査官の臨時の期日立会いも含めて、調査官室と調停委員との連携が良好であると感じている。

(B家裁)

- ・ 期日指定に関して、以下のような取組を行っている。
 - ① 次回期日は、5週間以内に指定している。5週間を超える場合には、裁判官にその理由を説明し、了承をもらい、チェックシートや

経過メモに理由を記載している。

- ② 次回期日調整の際に、当事者に次回期日で行う内容を伝え、認識を共有している。書面の提出期限を、期日の10日～1週間前と設定している。書面の提出期限について、裁判官・書記官と意見交換したところ、期限を守っていないケースも散見されるという意見があった。そのため、調停委員において、当事者に、書面提出期限を念押しした上、「当事者用記入メモ」に、その日の期日の結果、次回期日までの準備事項、提出書面等を記入してもらい期日を終えるようにしており、書記官にも、準備事項や提出期限等を経過メモ等で伝えている。
 - ③ 期日は、基本的に午前、午後各1枠とし、成立事案や、経過報告が中心となる事案において午後2枠目を利用している。
 - ④ 遺産分割など紛争が長期化する事案は、2期日指定をするようにしている。
- ・ 3年程前から、毎月1回1時間程度、調停委員・裁判官・調査官・書記官計15名程が参加して「調停充実委員会」を開催している。協議内容としては、調停運営の改善、期日間隔短縮に向けた方策について意見交換を行い、本庁・支部・出張所の調停委員に結果をペーパーで還元している。
 - ・ 特定の調停委員が事件を多く抱えているため、次回期日までの期日間隔が長期化する傾向がある。そのため、書記官室において調停委員の件数の調整を行っている。
 - ・ これらの成果により期日間隔は短縮傾向にある。昨年4月～9月までと同年10月～本年3月までの平均期日間隔を比較したところ、7日程度の短縮が図られた。

(C家裁)

- ・ 調停委員の認識について、月1回の期日を原則とし、書記官から個別の声掛けをしたり、裁判所から調停委員に対して「調停回覧板」を月1回発行したりすることで、情報共有が図られた。また、次回期日表の書式を改定し、期日間隔を短くする取組を行っている。
- ・ 2期日指定にも取り組んでいる。
- ・ 期日を指定しやすくするために調停室を2部屋増やした。ウェブ会議用の機器をよく使用するため、他の係から借用しているが、さらなる機器の充実が望まれる。
- ・ 期日を効果的に行うため、事前評議の強化を図っている。
- ・ 代理人の書面提出期限を短くするため、記載してもらいたい内容を具体的に指示する取組をしている。
- ・ 調停官担当事件の期日は週1回であり、次回期日の調整が困難となることもあるため、裁判官の担当曜日に柔軟に振り替えるという取組をし、期日間隔が長くなりすぎないようにしている。
- ・ 遺産分割は、調停委員も知識を蓄えなければ対応できないため、初心者用の調停委員研修を行うほか、中級者用のツールを新規作成し、遺産分割事件を担当できる調停委員の裾野を広げている。

(D家裁)

- ・ 基本的に午後2枠制は定着しつつある。午後1枠目は1時15分から、午後2枠目は3時又は3時半からとしている。以前は、午後2枠目には成立見込みの案件だけを指定していたが、ここ1年くらいは、第1回期日も午後2枠目に指定するようになっている。物理的に枠が増えたことで、期日が円滑に指定できていると思う。
- ・ 午後2枠制を設けたことで、午後1枠目の期日が延長したときに、午後2枠目の期日の調停室の調整が必要になるというあい路がある。
- ・ 調停委員控室に、当日の期日表とともに、次回期日用の調停室の空

き状況も掲示している。これにより、2か月先頃までの調停室の状況が分かるため、調停委員が事前に空き状況を把握できるようになり、スムーズに次回期日の調整ができています。

- ・ 次回期日までの書面提出期限を定め、当事者に守ってもらうようにしっかりと伝えている。期限までに提出されない場合は、書記官から電話をかけて提出を促し、期日の空転を防いでいる。代理人が就いていない事案の場合、当事者に対し、期日終了時に、次回期日の予定、準備事項、書面提出の必要がある場合の提出期限を定型メモに記載して渡している。

(E家裁)

- ・ 2期日指定を原則化している。調停委員が主体的に実践すべき事項という観点から、2期日指定をする理由を代理人弁護士・当事者に説明して理解してもらうことが必要だと考える。裁判所の運用というだけでは当事者に納得してもらえない。相調停委員と調停の進め方について打ち合わせをして、例えば、婚姻費用と離婚調停が同時進行している場合には、次回は婚姻費用を集中的に話すことにすることで、提出資料も少なくでき、短い期間で次回期日を入れることができ、財産分与などの込み入った話になる場合は、少し時間を空けて次々回に協議するなど、調停の進行を話し合っている。
- ・ 午後2枠制を原則化しているが、午後1枠目の期日が延びた場合に備え、午後2枠目に指定する期日数を制限して、調停室に余裕を持たせた状態で運営している。
- ・ ウェブ会議用パソコンの台数が限られているので、代理人弁護士からウェブ会議利用の希望を受けても、ウェブ会議を実施できる部屋に限りがあり、ウェブ会議での期日調整が容易でない場面もある。その場合は、次回期日について電話会議が利用可能であれば、電話会議に

切り替えるなどして対応している。

- ・ 書面について、提出まで求める必要があるかという見極めが必要である。裁判官との中間評議により、書面提出を求めるか、次回期日に口頭で主張だけ求めるのかを検討している。主張だけを求める場合であれば、2週間程度で次回期日を指定することも可能となり、期日間隔短縮につながっていると思う。

(F 家裁)

- ・ 2期日指定は行っているが、ウェブ会議用の機器の台数に限りがあるため、2期日指定をすると他の事件でウェブ会議が利用できなくなり、期日調整が難航する。また、どの事件でウェブ会議を実施するかについても調整が必要となる。

(G 家裁)

- ・ 代理人が就いている事案を多く担当しているが、書面提出の対応方法として、次回期日までに準備する書面について、事案ごとに準備に何日ぐらいかかるかを確認し、当事者との打合せにかかる時間・金融機関等に問い合わせる時間等も確認し、代理人の理解を得て、準備期間を共有している。また、提出期限に関しても、裁判所側の確認にかかる時間について代理人と共有を図っている。双方に代理人が就いている場合は、両代理人のみ同席して、準備事項に関する協議を行い、どちらが何を準備するか等も協議して理解を得ており、そうすると順調に準備がなされる。これによって、裁判所側も余裕をもって事前確認ができる。

- ・ 双方代理人が就いている事案は、出頭期日を同時刻にして、期日の始めに、その日の期日の進行を協議し、当事者本人も出席している場合には、どちらからどれくらいの時間話を聞く予定かを明確にした上で、調停を進めている。その日の時間割を最初に決め、調停委員と代

理人との間で共有して期日を進める工夫をしている。

(H家裁)

- ・ 午後2枠目を積極的に活用するため、裁判所から対象となる事案の方針が示されている。具体的には、成立見込み、不成立見込み、論点が相当絞られており時間が短くても期日を開くメリットのある事件、双方代理人が就いていて同席が可能な事案、論点整理が可能な事案において、午後2枠目を積極的に活用するよう方針が示されているので、調停委員も積極的に活用しようという姿勢になっている。
- ・ 続行期日は5週間以内に指定することを厳格に行っている。5週間を超える事件について、主に当事者と日程が合わないこと、遺産分割等準備に時間がかかることの2点が理由に挙げられるが、この場合に、午後2枠制を利用する、逆に短い間隔で次回期日を指定するといった進行ができないかを、チェックするシートが作られている。
- ・ 準備事項の提出期限・課題を当事者に明確に示した上で、円滑な調停ができるよう工夫している。

(裁判官参列員のコメント)

- ・ 期日間隔の短縮について、次回期日が2か月先になった場合、調停委員としての経験年数が浅いときは長いと感じても、経験年数が長くなるとこんなものかと思ひ感覚が麻痺してくる。しかし、利用者のニーズを考えて、調停期日間隔を短縮しなければならないという認識を持つ必要がある。そのための取組も広がっていると感じた。
- ・ 裁判所全体で早期の期日指定を目指すなど様々な取組をしている中で、なかなか期日間隔を短縮できない理由の一つとして、当事者の準備の期間が挙げられていた。調停を充実させるためには、期日間に当事者に準備をしてもらう必要があるが、この準備時間を確保しながら、どう期日間隔を短縮するかというところが、一つの悩みどころだ

と感じた。その中で、書面の提出が必要か、期日において口頭で主張してもらっただけで足りるか、書面提出を求めるとしてもどの点についてどういう書面を求めるのかを明確にすると、期日間隔の短縮につながるのではないかと思う。

- ・ 当事者の準備事項について、当事者の納得が得られないときは、評議を活用してほしい。当事者に求める準備事項の内容や審理の計画・方針などを決めて進めていくことができるので、評議の充実も大切だと思う。
- ・ 当事者や調停委員の予定と期日が合わないという問題についても、どこの庁でも調停日以外の日期日を指定するなど柔軟な対応も心がけていると思うため、裁判官との評議や、書記官室への相談をしてほしい。例えば、当庁では、最近、「きょうだい係」という制度を試行している。月水が調停開廷日の裁判官と火木が調停開廷日の裁判官とが「きょうだい係」となり、調停開廷日に期日の予定が合わないときは、評議できょうだい係の調停開廷日に次回期日を指定し、できるだけ早く次回期日を指定する取組をしている。

(書記官参列員のコメント)

- ・ 期日と期日の間に、電話等を含め当事者と接するのは書記官である。特に子どもと離れて暮らしている親にとっては、一日千秋の思いで、子どもと関わりたいという思いがある中で、次回期日が2か月先となる期日が3回程あると、半年があっという間に経ってしまう。半年の間で子どもはどんどん成長する中で、我々が感じている半年と、子どもと離れている親が感じている半年の重みが違うということは、期日間で切々と訴える当事者と接する書記官としては、理解できる部分もあると感じる。
- ・ その観点から、調停の進行は調停委員会の権限ではあるが、期日間

隔を短縮する取組の中で、書記官としては、当事者のニーズに沿って、なるべく短い間隔で期日を入れたいという思いがあるので、調停委員も含めた職種間でこの思いは共有すべきであると感じている。

- ・ 次回期日の調整について、ピンポイントでこの日しか指定できないと伝えられると、なぜそこにならざるを得なかったのか理由が書記官には分からないので代替案を提案しにくい。そのため、是非書記官の力を借りたいという観点から、この辺りで指定したいという相談もしてもらえたら、裁判官も含めて職種間で連携して、期日間の短縮に少しでも前進できるような取組につながるのではないかと考えているので、このような視点から書記官を活用してほしい。

2 期日間隔短縮に向けた取組を実践することに対する調停委員の受け止め。また、調停委員として、定着・進展が困難な取組の有無及びその要因

3と併せて進行した。

3 2の要因に対応するための具体的方策及び既に実践している場合はその状況

(A家裁)

- ・ 以前は次回期日を調整する際に漫然と行っていたが、今は、メリハリある期日調整をすることができている。調停委員に対する動機付けという点から、いくつも研修が行われているが、その中で裁判官から統計データが示されたり、なぜ期日間隔短縮が重要なのかなどの説明がされたりしている。これらが調停委員の動機付けの大きな要因になっていると思う。
- ・ しかし、研修は全員が参加できるわけではなく、経験年数が浅い調停委員もいるので、そういった委員に対するフォローが必要だと思う。

(I家裁)

- ・ 期日間隔の長期化への対応について、他庁で使用されているチェックリストを参考に、できる限り5週間以内に次回期日を指定するという取組を行っている。これに関して、裁判所において、取組前後の第2回期日以降の期日間隔がどれくらい縮まったかという検証をした。2回目以降の期日が1か月以内に入ったものは、取組前は20パーセントだったが、取組後は31パーセントになった。次回期日が6週間を超えたものは、取組前は44パーセントであったが、取組後は34パーセントに減った。全体的に期日間隔が実際も短縮しているという結果が出た。
- ・ 取組の結果を可視化し、研修の時や掲示板で調停委員にも共有してもらうことで、調停委員も、意識を持って取り組むことができた。取組が功を奏していることを示してもらうことで、効果が上がると思う。
- ・ 期日間隔短縮の必要性の認識をさらに深めるために、お子さんとの面会ができないというようなエピソードを聞くと、確かにその通りだと思うので、そういったことを折に触れて、書記官なり、調査官から話をしてもらうのは非常に有効であると思う。

(J 家裁)

- ・ 裁判官と本協議会に向けて事前打合せをした際に、改正家族法施行により事件数の増加が見込まれるので、期日間隔短縮に向けて努力をしないと、将来的に難しくなるという話を、統計的な理由を含めて聞いた。統計的な情報も調停委員は言われないと分からないので、目標をきちんと決めて議論しないと、抽象的に短ければ短いほど良いというような大雑把な議論になってしまう。打合せを経て、短縮の必要性を認識した。

(K 家裁)

- ・ 調停委員の意識の改革が必要だと思う。なぜ、調停期日を短縮しな

ければならないのかということ、調停委員が改めて自覚する必要があると思う。ベテランになればなるほど2か月でもいいやと思ってしまふという先ほどの言葉に対して、私も含め反省するところがあると思う。

- ・ 特に期日間隔短縮について、取組をしていく方向にあるが、当庁は、具体的な数値目標がなかった。しかし、本日の他庁の話を聞いて、具体的な数値目標を立てた上で、例えば、2期日指定をできるときにするというのではなく、2期日指定を原則とし、例外的に次回期日が伸びてしまったり、次々回期日を指定しないほうが良かったりする場合には、こういう理由があるから例外的に対応するなど、原則と例外をきちんと使い分けて各調停委員が意識をしっかりと持つことが大切だと思った。

(L 家裁)

- ・ 書記官から書面で平均期日間隔についての情報共有がある。昨年2月20日から5月19日までの平均が43.6日だったが、5月20日から8月19日までの平均が34.5日になったというような効果の検証をして、情報共有をしてもらったことで、調停委員の中で意識を高めていこうという機運が高まった。
- ・ 2期日指定については、調査官調査が必要な場合、次回までに2か月ぐらい必要なときがあるので、その間にもう1期日設けて、その期日で婚姻費用等を話し合うという取組を行っている。
- ・ 調停委員の組合せについて、困難事件を扱うような調停委員は、結構決まっている。暴力等の主張がある事件については、同じような組合せでやることになるため、どうしてもそういう調停委員は多くの事件を担当していて、期日が入りにくいということがある。そのため、そういう調停委員と最近採用された調停委員とを組み合わせるとい

う取組を裁判所に先日お願いした。

(裁判官参列員のコメント)

- ・ 先ほど期日間隔短縮の必要性について、利用者のニーズという点を述べたが、それに加え、来年施行される改正家族法対策という点もある。事件増が一定数見込まれる上、共同親権か、単独親権かというような、これまであまり聴取・検討する必要が無かった部分も検討しなければならない制度が新しくできる等、調整も難しくなってくるように思う。それがあまりスムーズに行かない場合、事件数が増加し、結局調停委員の担当件数も多数となり、次定期日が入りにくいという状態も起こりうる。これにより期日が機能しなくなってしまうという心配もあるかと思う。
- ・ いくつかの庁から、裁判所からの通信などにより頑張った結果の報告をもらって励みになったというようなことが挙がっていたが、当庁でも、数か月に1回「調停だより」で結果報告している。今日、話を聞いて、やはり結果の還元が調停委員のモチベーション向上につながっていると実感した。まだ結果報告を受けていない庁においては、裁判所に取組の結果を教えてほしいと伝え、その中で還元も進んでいくと思うので、書記官や裁判官と話をさせていただきたい。

(書記官参列員のコメント)

- ・ 期日間隔短縮の必要性の疑問があるという話があったが、それを聞いて、逆に、なぜ1か月空けるのかという発想の転換で、これまで書記官も含めてどう考えて期日を指定していたのだろうかと感じた。
- ・ 5週間ルールなどを設け、それを超えた場合には、理由をアンケートに書くという取組をしているという紹介があったが、理由を書かなければならないから5週間以内に指定しなければならないという点が期日間隔を短くすることのモチベーションになるというのは、残念

なことと感じる。職種間において、なぜこの事件はこれだけ期日間隔をあけなければならないのかという思いを共有するということから、自然発生的に落ち着くべきところに落ち着くというようところが理想だと思う。そのために書記官として何ができるか考えさせられた。

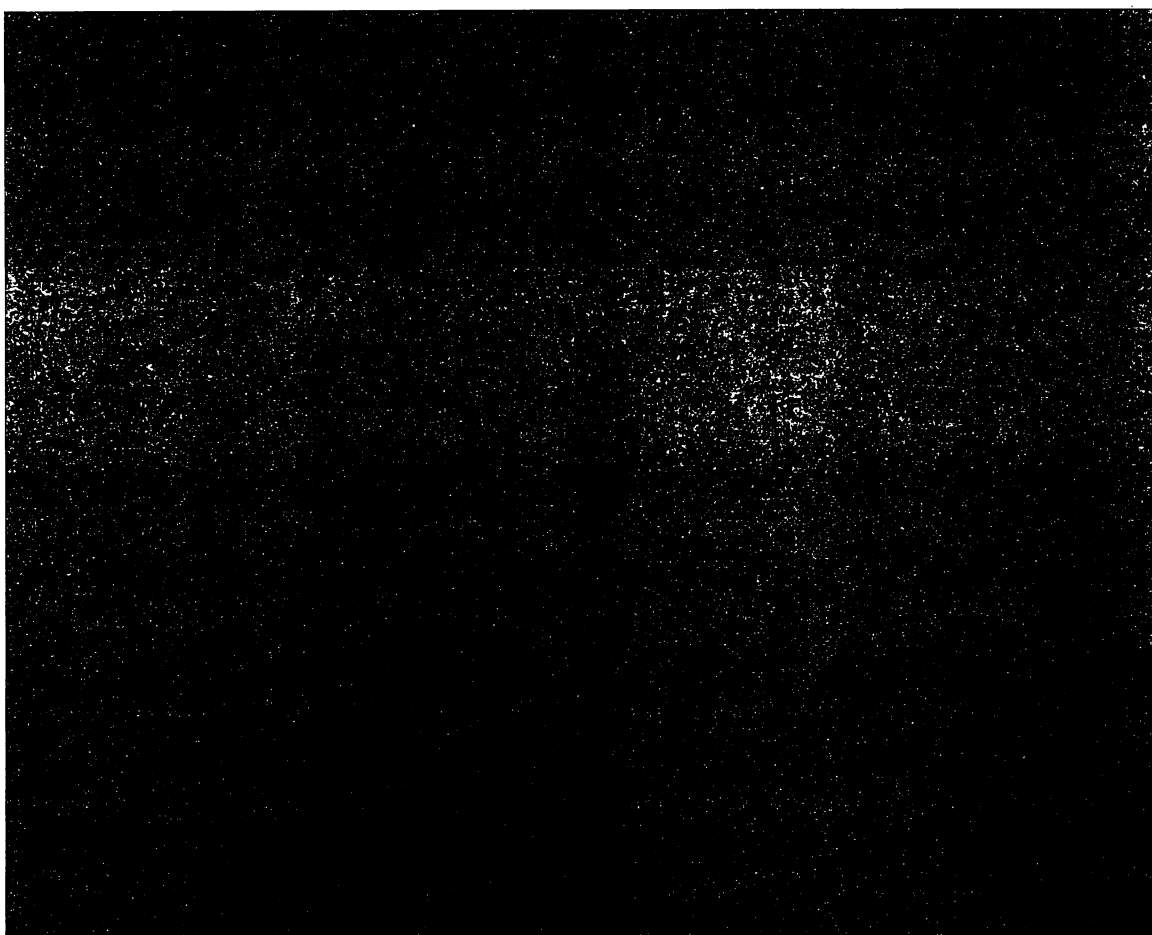
(調査官参列員のコメント)

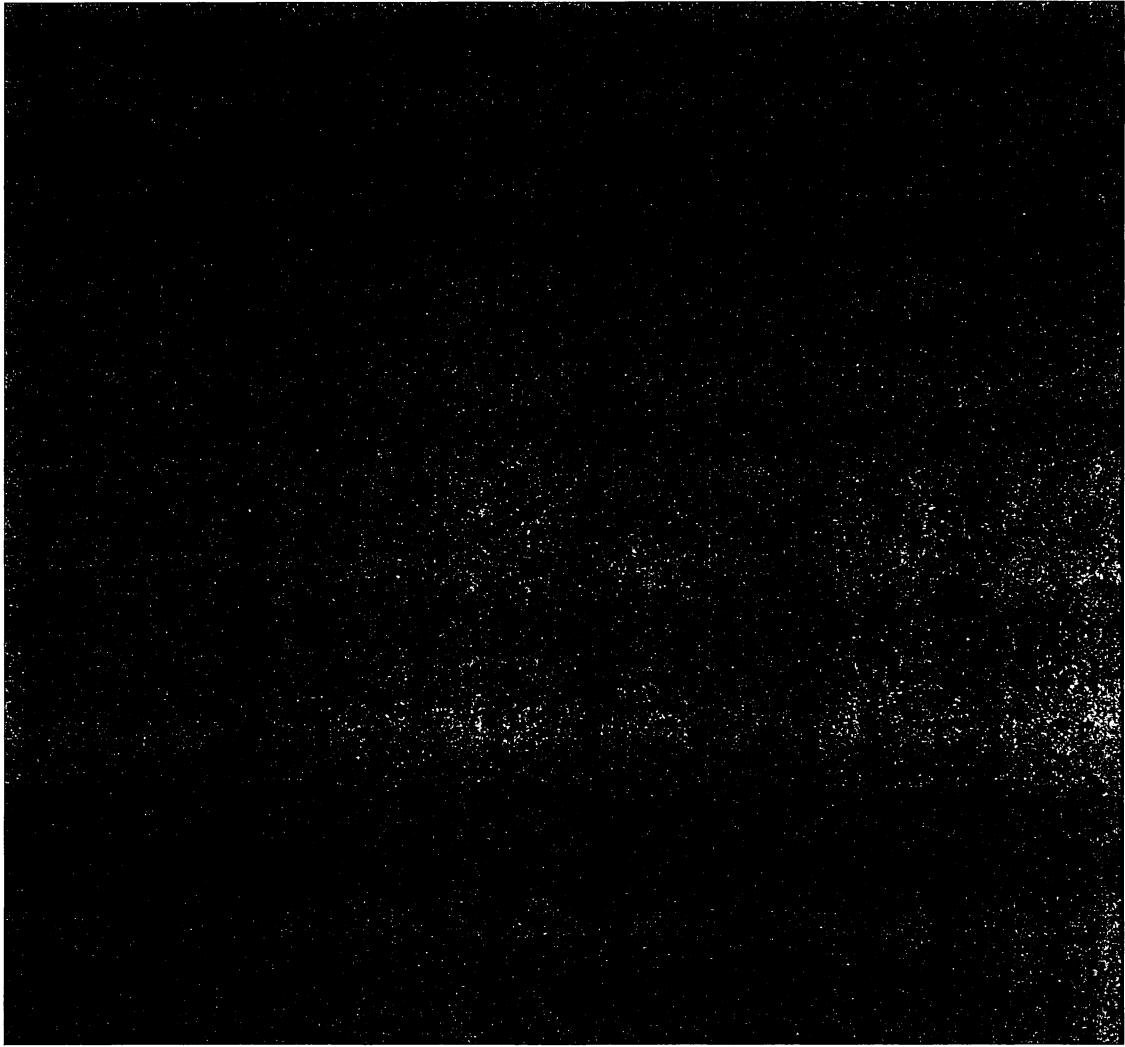
- ・ 調停を運営するチームの一員として、調査官としても期日間隔の長期化は重い課題だと思っている。
- ・ 親子交流（面会交流）についても、利用者からすれば、申立てをしてから年単位で解決に時間がかかる。その背景に、1か月に1回しか期日が入らないという問題があり、その間に子どもはどんどん成長しているという焦りがある。調査官としても、是非工夫をして解決して行きたいと思っている。
- ・ 調査の観点から、調停委員会と密な連携をすることで、例えば、調査が必要な事案については、早めの段階で焦点化した調査をしっかりと行う、調停委員会としっかり調査の内容を確認・共有する、また、当事者とも何のために調査をして、それをどう生かしていくのかを共有することが非常に大事だと思う。これらの取組をしっかりとやっていきたい。
- ・ 調査結果等については、次の調停期日に調停委員としっかりと共有して進めている。この点、調停委員が報告書を読んでいない、そもそも調査官の報告書提出が遅い等の問題があった場合、期日が空転することにもなりかねない。このようなことが生じないように、調査官としても早めに調停委員に報告書を確認してもらえるようにし、次の期日前にしっかりと共有して、当事者への働き掛けができるように工夫をしていきたい。

第2 改正家族法施行前の調停運営において留意すべき事項及び施行に向けた準備の在り方

令和8年5月までに施行される「民法等の一部を改正する法律」(改正家族法)により、離婚後に父母双方を親権者とすることを可能とする共同親権制度の導入や親子交流の試行的実施が整備され、家事調停の手續、審理運営の在り方にも大きな影響が生じることとなった。そして、改正家族法の施行を控えた現時点においても、当事者から施行を見据えた各種問合せ又は要望等を受けることにより、既に調停運営に少なからず影響が生じているものと考えられる。そこで、現状の調停運営への影響及び施行後の対応についてのイメージを共有し、対応策等について協議がされた。その概要は、以下のとおりである。

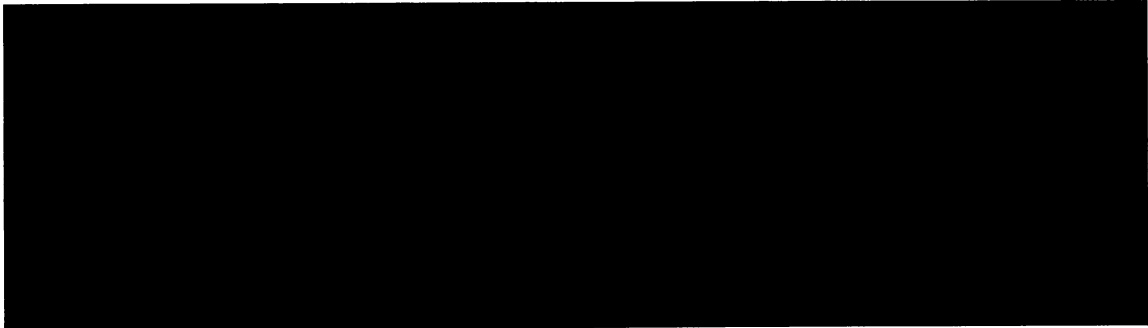
1 改正家族法施行前に、調停運営に生じている影響



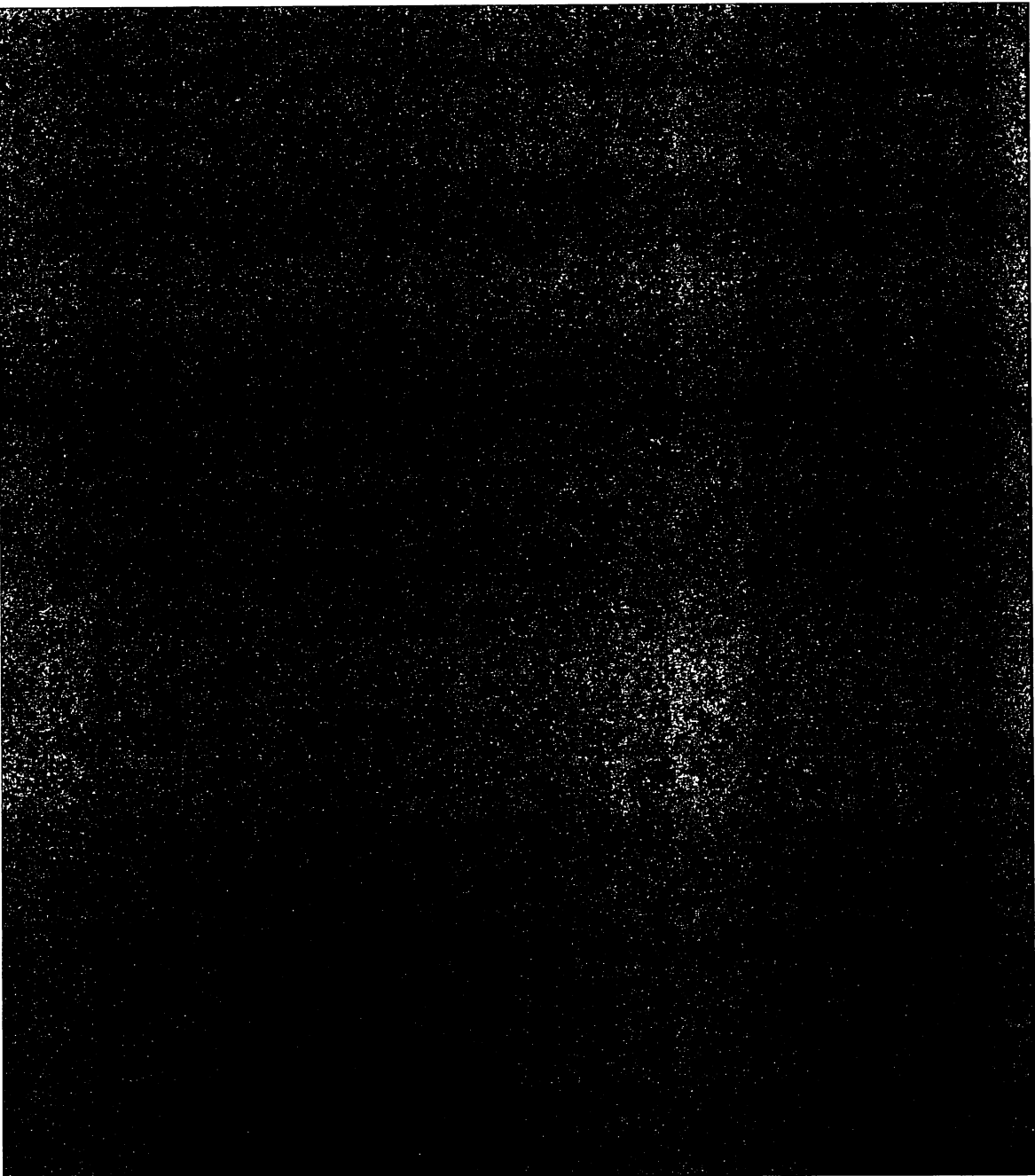


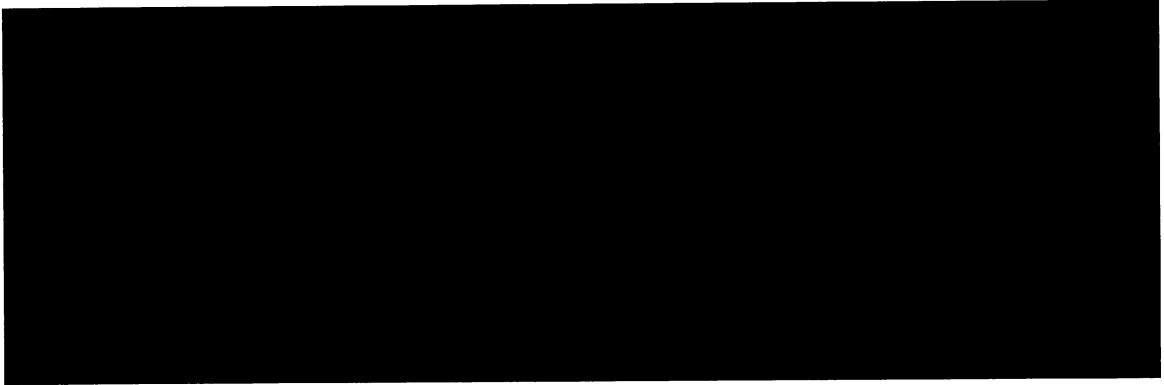
(裁判官参列員のコメント)



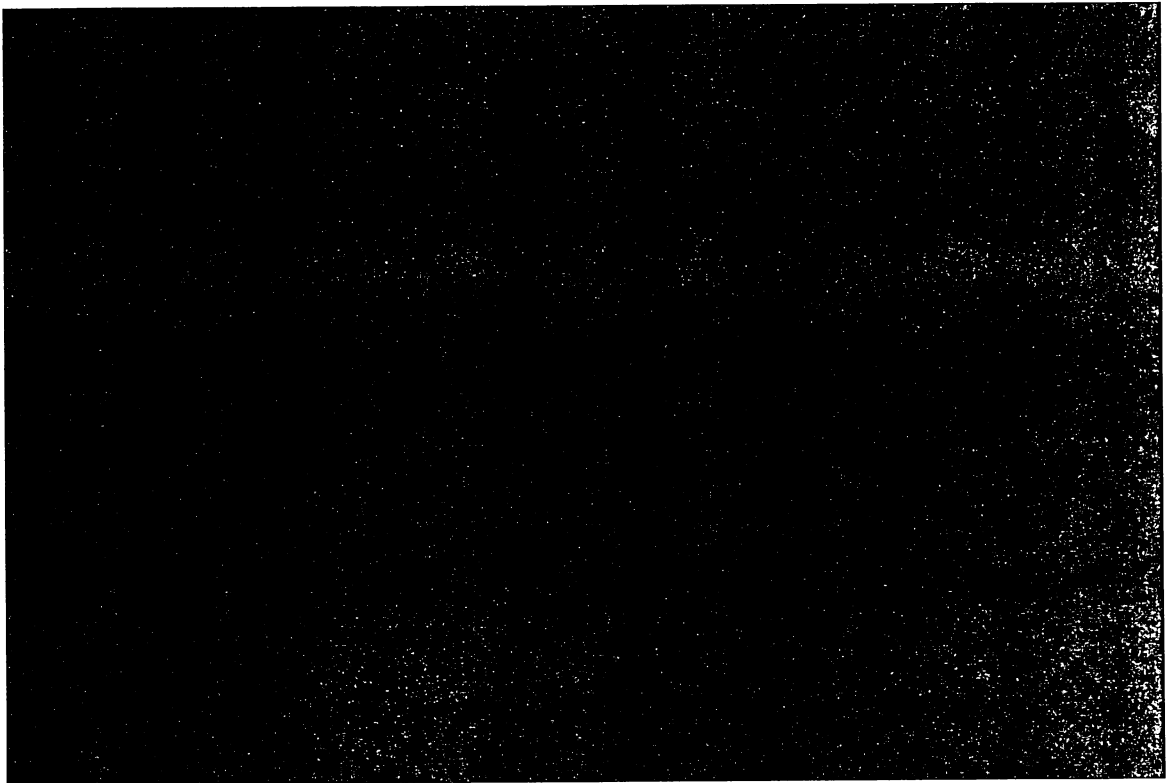


2 1 に適切に対応するための職種間の情報共有の在り方

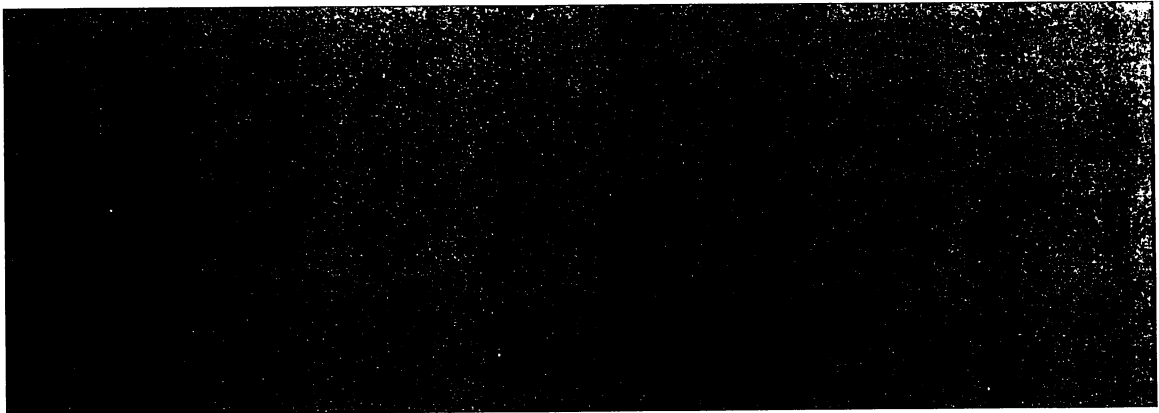




(裁判官参列員のコメント)

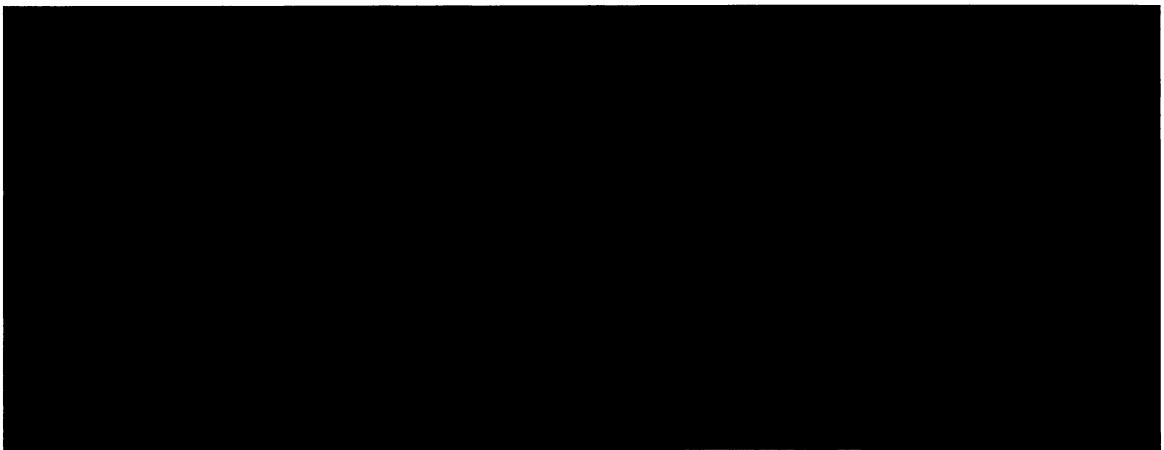


(書記官参列員のコメント)





(調査官参列員のコメント)



3 改正家族法の理解を促進するための方策

- ・ 昨年12月に離婚後共同親権に造詣の深い大学教授の方をお招きし、支部も含め全体で講演会を開催した。その講演会には、本庁の裁判官も出席した。同講演会ではパネルディスカッションも行い、調停委員の研鑽になったと思われる。また、改正家族法解説動画を視聴することが推奨されており、家裁内において4回にわたって動画の上映会を実施し、視聴後に感想や質問を提出し、それらについての回答を自主研究会で行うということをしている。
- ・ 調停協会の研修委員会では、昨年度大学の教授や弁護士により離婚後共同親権に関する講演をしていただいた。調停委員においても、D

Vに関する知見が余りないところ、特に、附帯決議で、DVあるいは被害者心理の理解を始めとする適切な知見の習得を、とされていることもあり、DV事件に関連した形で講義を実施した。今年度は、自主勉協会の中で、5回、裁判官が講師となり、離婚後共同親権を中心に改正家族法の講義を実施した。

- ・ 改正家族法解説動画については、裁判所内のパソコンを使用して7月の初旬を目途に全調停委員が視聴することを目標としていた。しかし、パソコンの台数に限りがあり、最終的には自宅でも視聴することが可能となった。動画に関しては、現実的な事例を題材にドラマ仕立てにしたものなどの作成も検討いただけるとありがたい。また、動画に関するアンケートを実施し、その結果を参考に、7月中旬から離婚後共同親権をテーマとした研修を3回実施する予定である。
- ・ 令和7年度は9回ほど自主研修を予定しており、5月と6月に改正家族法解説動画を観ることとなっている。しかし、1度ではなかなか理解を深めることが難しいため、日調連のホームページで繰り返し観てもらおうよう案内している。また、裁判所主催の年3回の研究会については、管内をウェブでつなぎ、全員を対象とした改正家族法に関する研修となるため、そこで学んでいきたいと思っている。
- ・ 改正家族法解説動画を調停委員全員が視聴し、それを踏まえて部総括裁判官や調査官、書記官を交えて質疑応答をし、視点の異なる様々な質問が出たが、それを裁判所が取りまとめてくれた。また、裁判所職員と調停委員の6人1グループとした合計6グループによる座談会を開催し、裁判所側には部総括、裁判官、調査官、書記官がおり、改正家族法及び期日間隔短縮化についての議論をした。この内容についても裁判所において取りまとめをし、これを踏まえ7月に1回、秋ごろに3回改正家族法施行に向けての研修を実施していく予定であ

る。

- ・ 研修は3月及び今月、家裁本庁では調停協会主催で、裁判官からの講義形式による勉強会があった。また、6月に3回ほど改正家族法解説動画の上映会を準備している。動画の内容は非常に分かりやすいので、繰り返し視聴することで、制度の枠組みを理解することができ、単独親権か共同親権かの二者択一の制度ではないことが理解できた。ただ一方で、色々な選択肢がある中で、これをどのように実際の調停で進めていくのか、評価基準はどうなるのか等かえって暗澹たる思いとなったようにも思う。

(裁判官参列員のコメント)

- ・ 問題は、基本的な理解を踏まえて、どのように調停で運用して行くのかというところだと思うが、それについては大規模庁においても色々な研修教材を作成している途中である。各家裁においても、独自に色々考え、複数回研修を実施しているものと聞いている。研修には必ず参加し、そこで具体的にどのようにして調停を進めたらいいのかをイメージをしながら、自分が調停を進めるとしたらどのようにするかという感覚で研修に参加してもらえればと思う。そして、研修の後、調停委員の方々による意見交換、職員への質疑応答をとおして、自己研鑽にも務めていただく必要がある。また、家裁に対する要望があれば、遠慮なく、各家裁に対して申し入れて欲しい。それを踏まえて、大規模庁においても必要があれば検討していく。

(書記官参列員のコメント)

- ・ 書記官の中核的役割として、代表的なものに、情報のキーステーション、あるいは車のハブみたいなことを言われることがある。当事者、調停委員、裁判官及び調査官、これらの要として情報が集まるという点が、書記官の中核的役割であり、調停委員の方が疑問に思ってい

ることがあれば、具体的な事件の進行となると調停委員会の判断にはなるが、一般的な知識付与の面に関する悩みであれば、書記官が全て答えられるわけではないが、書記官にご相談いただくということを今後ともお願いしたいと思っている。

(調査官参列員のコメント)

- ・ 今後、夫婦関係調整事件や親子交流事件を題材とした研修等の中で具体的に調停委員がどのように動き、対応していくか、また、調査官としてもどのような役割を担っていくかというところを共有して、来るべき時期に備えたいと思う。